

鎌ヶ谷市小中学校における

働き方改革推進プラン

令和8年3月

鎌ヶ谷市教育委員会

目 次

- 1 学校における働き方改革の目的と本プランの位置付け・・・1
- 2 国及び千葉県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 これまでの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 本市の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～6
- 5 本市の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 6 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 7 取組の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 8 教育委員会の具体的な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～12
(実施する業務量管理・健康確保措置の内容)
- 9 学校の具体的な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13～15
(実施する業務量管理・健康確保措置の内容)
- 10 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・16

1 学校における働き方改革の目的と本プランの位置づけ

教職員一人一人の心身の健康を保持増進し、使命感とやりがいを持って職務を遂行できる環境を整え、鎌ヶ谷市の子どもたちの未来のために必要かつ効果的な教育活動を継続的に行うことができるようにします。

昨今の社会情勢は変化が目まぐるしく進み、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化の進行等、解決すべき課題も多岐に渡っており、それに伴い、子供たちを取り巻く環境も急激に変化しています。また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経験し、社会の在り方そのものが問われる時代となっております。

そうした中で、子供たちが予測困難な未来社会を自ら切り拓き、多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力を育成することが学校に求められています。さらには新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい生活様式」に基づいた教育活動の変化や学びの保証等も相まって、教員は多種多様な課題への対応を迫られており、業務等が増大しています。

一方で、本市小中学校に勤務する教職員の時間外在校等時間の全体平均は年々減少傾向であるものの、業務への意識の根底には「鎌ヶ谷市の子どもたちの未来のために」という崇高な使命感があり、結果として長時間勤務となってしまっている教職員がいるという実態があります。このことにより、心身における健康障害や子供と向き合う時間の減少とそれに伴う教育活動の質の低下、ひいては教職そのものへの魅力低下等、様々な課題が懸念されています。

学校における働き方改革とは、教職員一人ひとりの心身の健康を保持し、公私ともに充実した時間を過ごすことで自分自身の人間性や創造性を磨き、授業やその準備に集中できる時間や自ら専門性を高める研修の時間を確保することです。その結果、子供たちの未来に必要なかつ効果的な質の高い教育活動を継続的に行うことが可能となり、子供たちの成長に良い影響となって還元されるものと考えています。

本市小中学校においては、これまで学校が果たしてきた役割を考慮しつつ、教職員のウェルビーイングを確保し、学校における業務の質的転換、並びに量的削減及び精選を図るとともに、使命感とやりがいを持って職務を遂行できる環境を整備する等、学校における働き方改革を強く推進することが必要となっております。

そのため、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、平成31年3月に策定した「鎌ヶ谷市小中学校における働き方改革プラン」の改定を行います。

なお、本プランは「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」第11条及び「鎌ヶ谷市小学校及び中学校管理規則」第44条の2第4項に基づいて定めるものであります。

2 国及び千葉県の動向

学校における働き方改革に関して、平成28年に文部科学省が10年ぶりに教職員の勤務実態調査を実施し、多くの教職員が長時間勤務をしている実態が明らかになったことから、平成31年1月には文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。令和元年12月には、国が「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を制定及び公布し、上記ガイドラインを法的根拠のある「指針」と位置付けることとしました。

加えて、令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」を策定し、同年7月には、同指針を改正するとともに、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則」を制定及び公布し、それらを通じて、時間外在校等時間の上限の原則や一年単位の変形労働制の導入についての規定を整備しました。

文部科学省は令和4年度に、6年ぶりに教員勤務実態調査を実施し、令和5年4月に速報値を公表しました。その中で、平成28年度実施の前回調査に比べ、在校等時間の減少が見られたものの、この期間に環境整備を進めてきたにもかかわらず、依然として長時間勤務の教職員が多い状況が明らかとなりました。

中央教育審議会初等中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」において、令和5年8月に「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（以下「緊急提言」という。）が、令和6年8月に「令和の日本型教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）がそれぞれ取りまとめられ、それらを踏まえ、文部科学省からは令和5年9月に「緊急提言を踏まえた取組の徹底等について（通知）」が、令和6年9月には「答申を踏まえた取組の徹底等について（通知）」がそれぞれ発出されました。

また、文部科学省は令和2年に、学校における働き方改革の具体的な取組例の紹介を目的とした「学校における働き方改革事例集」を公表し、毎年大幅改定を加えながら、参考として自校の取組状況を見直し、更なる検討、実行に活用できるよう周知しているところです。

さらに、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことに伴い、服務監督教育委員会が文部科学省令で定めるところにより業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び実施状況の公表が義務付けられました。

千葉県教育委員会からは（以下「県教育委員会」という。）平成30年9月に「学校における働き方改革推進プラン」が示され、県教育委員会及び市町村教育委員会等がそれぞれ取り組むべき内容や目標が具体的に掲げられました。このプランは、平成30年3月に県教育委員会が一部改定した「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」を、

各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、数値目標を含めて策定された行動計画であり、公立小中学校の設置者である市町村教育委員会に行動計画の策定を促し、取組を促進することを目指す内容でした。

県教育委員会では令和6年3月に、国からの「緊急提言を踏まえた取組の徹底等について（通知）」を踏まえ、また、これまでの取組の成果と課題を検証したうえで、数値目標の見直しや新たな目標設定等を盛り込んだ「学校における働き方改革推進プラン」の改定が行われたところです。

鎌ヶ谷市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）でも、国からの「緊急提言を踏まえた取組の徹底等について（通知）」及び県教育委員会による「学校における働き方改革推進プラン」の改定を踏まえ、実効性がさらに高まるよう、従前のプランを見直したうえで令和7年3月に本プランを改定しました。さらに、令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、業務量管理・健康確保措置実施計画も兼ねたプランとして、令和8年3月に改定することとしました。

3 これまでの取り組み

市教育委員会は、これまでの教職員の勤務実態及び平成25年度に行った調査結果を踏まえ、多忙化解消会議や行事精選会議等を行い、小学校における球技大会などの行事や研修会の精選並びに実施方法の見直し、事務処理等の削減を行うとともに、耐震化、小中学校の空調設備の設置、トイレの洋式化、非接触式ICカードによる勤怠管理ソフトの導入、勤務時間外音声メッセージ対応電話の導入等を含む施設面、及び市の非常勤職員（きらり先生、ほほえみ先生、理科支援員、外国語活動支援員、ALT、特別支援学級介助員、図書館司書）の配置、増員並びに勤務時間の増加等を含む人材面双方の教育環境の充実改善を積極的に行ってきました。また、平成31年3月に従前の本プランを策定し、それに基づいて「鎌ヶ谷市立小中学校働き方改革推進委員会設置規定」を制定、同委員会並びに専門部会を毎年実施することで、本市における働き方改革の現状について検証を重ねてきました。今後も学校の業務改善を図り、教職員の長時間労働の改善をより一層推進してまいります。

4 本市の実態

（１）「教員等の出退勤時刻実態調査」から

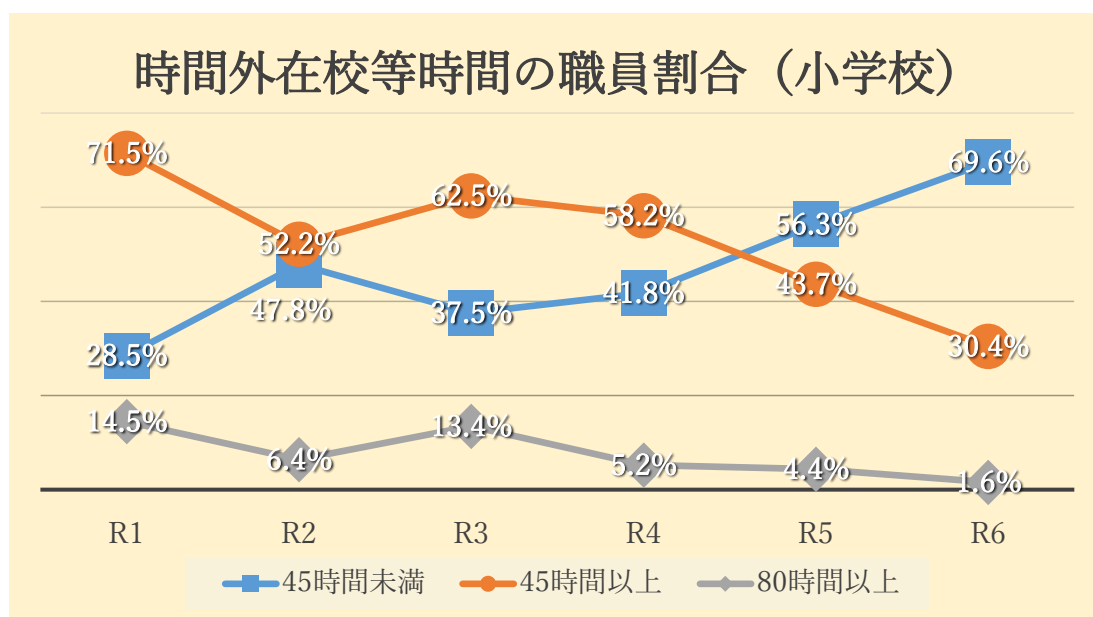
市教育委員会が、全ての小中学校を対象として実施している「教員等の出退勤時刻実態調査」における「11月調査」について、令和元年度からの結果は以下の通りです。

1月当たり正規の勤務時間を80時間（いわゆる過労死ライン）超えて在校している教職員の割合については、小中学校共に減少傾向にあると言えます。（グラフ1、2）

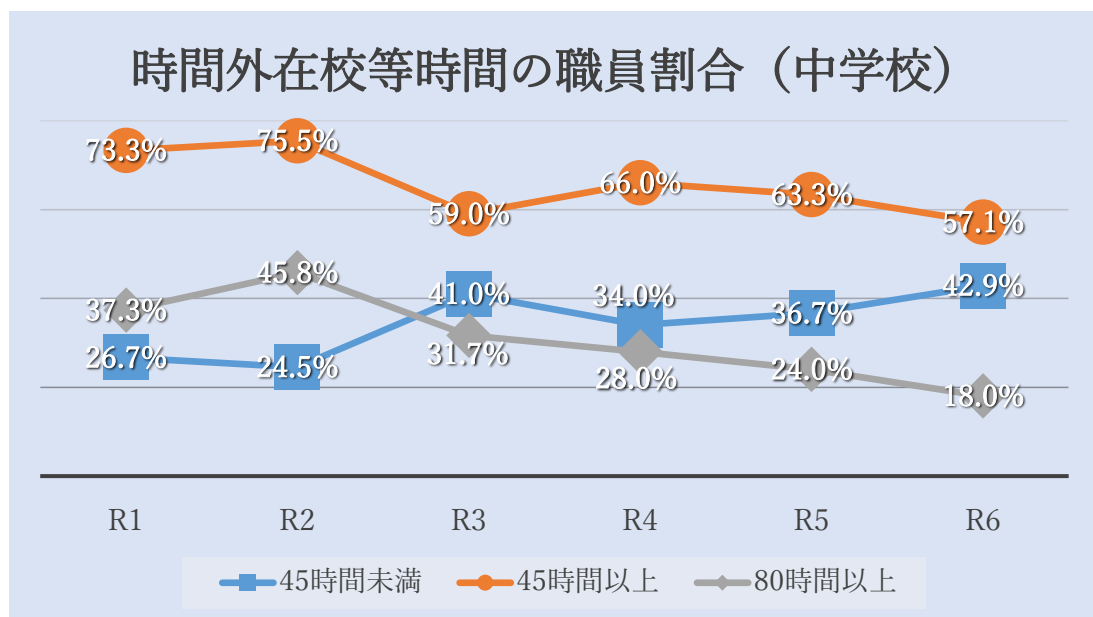
小学校に関しては、令和6年度調査で1.6%を記録するまでに至っています。
 一方で、中学校に関しては、令和元年度に比べ約半減しているものの、未だに18.0%の教職員が80時間を超えている現状があります。

1月当たり正規の勤務時間を45時間を超えて在校している教職員の割合については、小中学校共に減少傾向にあると言えます。

小学校に関しては、令和元年度の調査と比較すると、半分以下となっており、全体の7割の教職員が45時間未満におさまっています。一方で中学校に関しては、未だ半数以上の教職員が45時間を超えて在校していることがわかります。

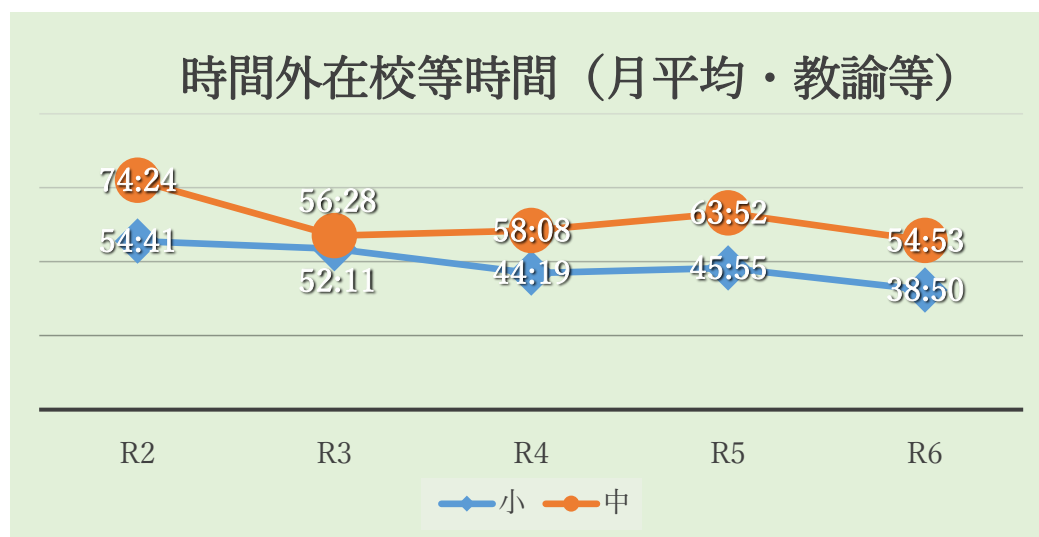


グラフ1 小学校における時間外在校等時間の職員割合（教諭等）



グラフ2 中学校における時間外在校等時間の職員割合（教諭等）

月平均の時間外在校等時間に関しても、小中学校ともに減少傾向にあると言えます。（グラフ3）しかしながら、中学校では平均時間が45時間を超えており、改善状況に関しては未だ十分と言えない状況です。



グラフ3 月当たりの平均時間外在校等時間（教諭等）
※令和元年は本項目の調査は実施せず

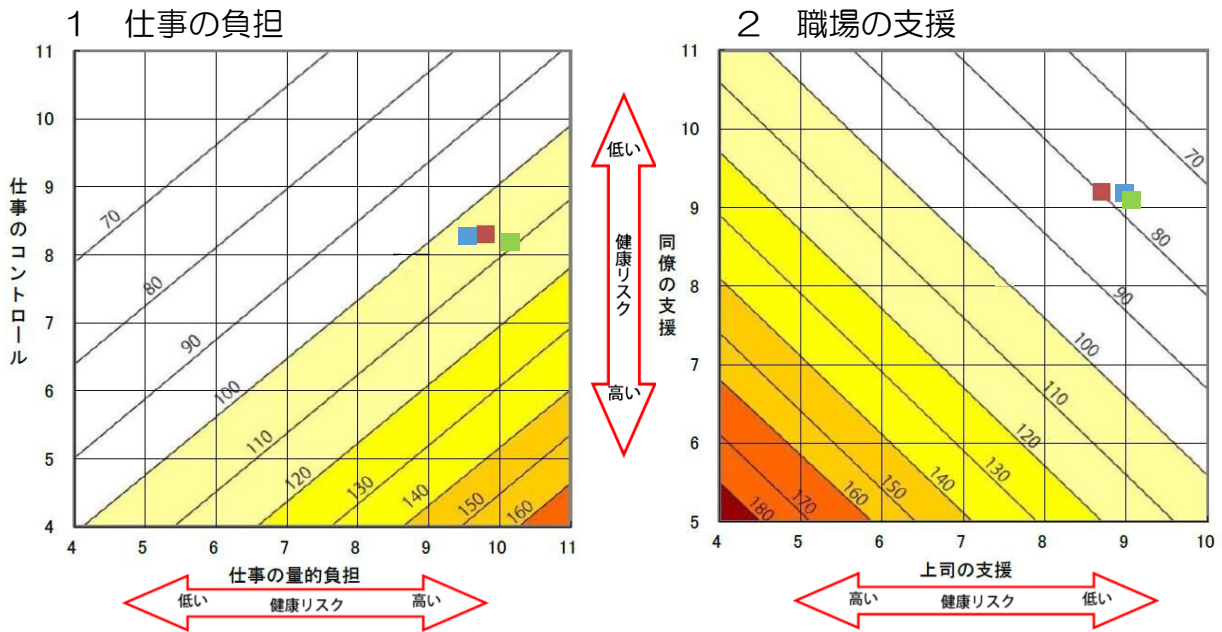
(2) 「ストレスチェック」の結果から

市教育委員会が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10及び、鎌ヶ谷市立小中学校職員ストレスチェック制度実施規定（平成28年教委訓令第2号）に基づき実施しているストレスチェックの集団分析結果は以下のとおりです。

各項目（仕事の負担、職場の支援）の健康リスク値はグラフに示す通りであり、総合リスク値は、以下の式で算定されます。

<p>【総合リスク値】</p> $= \frac{\text{【仕事の負担に対する健康リスク値】} \times \text{【職場の支援に対する健康リスク値】}}{100}$
--

過去3年間の結果を分析すると、仕事の負担に対する健康リスク値が標準集団の平均を超えている状況が続いている一方、職場の支援に対する健康リスク値は良好な数値で推移しております。総合リスク値を算定しても、過去3年間で標準集団の平均を下回る数値で推移しております。本市小中学校の職場におけるストレスの要因は物理的工作量、及び仕事のコントロールが大きな割合を占めており、これを良好な人的環境（同僚及び上司の支援）が支えている結果と考えます。



(グラフ4) ストレス判定図

本市小中学校における過去3年間の仕事の負担や職場の支援に対する健康リスク値をプロットしたものです。それぞれのストレスの特徴から、健康問題の危険度（健康リスク）を標準集団の平均を100とした数値で示しています。120のライン上に平均点が位置する職場では健康問題が20%多めに、80のライン上では20%少なく発生すると推定されます。色が濃い部分になるほど健康リスクが高いことを示します。

5 本市の目標

教職員一人一人の心身の健康を保持増進し、使命感とやりがいを持って職務を遂行できる職場環境を整えるために、学校における業務量の適切な管理等に係る取組を推進し、原則として、条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が、1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないようにします。

加えて、ストレスチェックの総合リスク値97.0以下※を維持するとともに、各項目の健康リスク値を100.0以下にします。

※総合リスク値の目標値については、「千葉県教育委員会メンタルヘルスプラン（令和3年3月）」の評価指標（目標値）を基に設定

(1) 「鎌ヶ谷市小学校及び中学校管理規則第44条の2」で定める業務量の適切な管理について

- 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

- 1か月の時間外在校等時間100時間未満
- 1年間の時間外在校等時間720時間以内

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超えの月は年間6月まで)

※「在校等時間」について

文部科学省の指針では、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象としています。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間等を加え、休憩時間や正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間を除いた時間を「在校等時間」としています。

上記の在校等時間については、規則や定められた時間の範囲内であることを求めるのみであってはならず、「業務分担の見直しや適正化」、「必要な環境整備等の取

組」を十分に講じた上で、目標の達成を目指していくことが重要です。

そこで、本プランで推進すべき具体的な取組を以下のとおり設定しました。

対象	具体的な取組数
教育委員会	24
学校	24

(2) 業務改善に必要な意識改革について

心身が健康な状態の教職員だからこそ、良い教育ができるのであり、そのためには、有効な時間の管理や健康管理が必要です。先にも述べましたが、鎌ヶ谷市に勤務する教職員の業務に対する意識には、「子どものためには、時間をいくらでも使う。」という使命感があります。

まずは、業務内容を見直し業務量を減らすという取組みとともに、教職員の意識改革を進めていくことが必要不可欠です。そこで、

- ①「勤務時間」そのものを意識すること。
- ② 業務改善によって確保された時間を「いかに有効に活用していくか。」という意識を持つこと。
- ③業務を「いかに効果的に、計画的に行うか。」という意識を持つこと。

以上の3点を定着させていく必要があります。

今後、限られた時間を有効に使い、子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保し、日々、質の高い授業実践を目指す教職員を増やして行くこと、そして、研修等を通して、授業力の向上や子どもとの信頼関係を構築していくことが重要と考えています。

私たちは、生活の質や自身の生活を豊かにするとともに、子どもの前に立って指導する教職の仕事は、「子どもの人生を左右する存在である。」という自覚と責任を持って職務に専念し、絶対に不祥事を起こさないという強い決意を持って職務を果たしていく必要があります。

6 計画の期間

令和8年度～令和11年度

7 取組の方針

《 7つの方針 》

- ①業務改善の推進
- ②部活動の負担軽減
- ③学校行事及びその他の行事等の見直し
- ④時間外勤務の抑制と勤務時間に対する意識改革
- ⑤学校を支援する人材確保とその活用
- ⑥学校・家庭・地域との連携と推進
- ⑦周知及び実施の徹底とフォローアップ

児童生徒を育てるために、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で協力し合い、それぞれの責務を果たしていかなければなりません。教職員が担っている業務の中には、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教職員が担う必要のない業務」「教職員の業務だが、負担軽減が可能な業務」等が含まれています。本来家庭や地域で行うべきことを学校で行ってきたこれまでの意識を変え、学校が行うべき業務は、「学習や諸活動等を通して大人にしていく。」という責務をあらためて意識し教育活動を進めることについて保護者や地域から理解が得られ、支援されることが必要になります。

働き方改革を進めるということは、教育に関わるすべての立場の者が改革に向けた取組みを進めていかなければなりません。鎌ヶ谷市の業務改善方針は、上記を7つの方針として掲げ、市教育委員会及び学校において、各方針に基づく具体的な方策に取り組むことにより学校の本来あるべき姿を実践してまいります。

8 教育委員会の具体的な取組（実施する業務量管理・健康確保措置の内容）

ア 学校運営体制の充実

- 【取組1】 市内小中学校における業務改善に関して、本プランを基に、鎌ヶ谷市立小中学校働き方改革推進委員会、各専門部会及びその他諸会議等において、調査・検証・見直しを行うことで、PDCAサイクルを構築します。
- 【取組2】 学校の取組について、国から示された3分類に基づく14の取組の実効性を確保するため、対応策の例を踏まえ、必要に応じて指導助言を行います。
- 【取組3】 各校の業務改善の取組状況やメンタルヘルス対策の推進について、校長の人事評価の面談等において評価し、適切な指導助言を行います。
- 【取組4】 教職員の出勤時刻を非接触型ICカード等により記録し、勤務時間等を客観的に把握するとともに、月の時間外在校等時間が恒常的に80時間超えとなっている教職員の勤務実態について把握し、該当校の校長もしくは該当教職員に対して改善のための指導助言を行います。
- 【取組5】 鎌ヶ谷市立小中学校働き方改革推進委員会を中心とした、学校における働き方改革の推進に係る全庁的な体制を構築します。
- 【取組6】 県教育委員会主催の働き方改革に係る研究協議会等へ市教育委員会職員を派遣する等、学校の業務改善等に係る取組について、県教育委員会と密に連携を図りながら推進します。
- 【取組7】 市教育委員会が主催する研修会や会議等で、働き方改革に係る協議等を行うとともに、働き方改革に向けた優れた取組等を紹介するなどし、積極的に取組の推進を図ります。
- 【取組8】 市教育委員会が新たな業務を始めたり、各学校に求めたりする際は、学校における総業務量が増加しないよう留意します。

イ 業務改善・意識改革

- 【取組9】 教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問い合わせ等については、緊急時の市教育委員会等への連絡方法を確保した上で、勤務時間外音声メッセージ対応電話等による対応ができる体制を構築します。

- 【取組10】 学習指導に係る業務やその他校務のDX化に向け、ICTの積極的な活用を推進するとともに、推進できる環境整備を行います。
- 【取組11】 児童生徒の学習状況等や教職員の勤務状況等を踏まえ、各学校における授業時数や学校行事の在り方について、必要に応じて検討や見直しを行うよう指導助言を行います。
- 【取組12】 鎌ヶ谷市部活動ガイドラインを定め、各学校の部活動におけるガイドラインや活動方針が順守されているかを点検するとともに、大会や行事への参加が教職員への過度な負担とならないよう必要に応じて指導助言を行います。
- 【取組13】 市教育委員会として、緊急時の連絡方法を確保した上で、各学校の学校閉庁日を、長期休業期間中に年間5日以上設定します。
- 【取組14】 市教育委員会が主催する会議や研修等について、整理・精選するとともに、実施方法について可能な限りオンライン開催等に移行する等、学校や教職員の負担軽減につながる取組を推進します。
- 【取組15】 市教育委員会から各学校への調査等を行う場合、その必要性を十分に精査するとともに、実施方法を十分に工夫し、学校や教職員の負担軽減につながる取組を推進します。
- 【取組16】 校長が、学校運営上の必要性や個々の教職員の働き方に応じて、勤務時間や勤務形態の柔軟な運用ができるよう、通知等を通じて周知徹底を行います。
- 【取組17】 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた国の「指針」について、勤務間インターバルや休憩時間設定の工夫等、実効性を図るよう努めます。
- 【取組18】 学校事務職員と連携を密にし、学校事務の共同実施を積極的に推進する体制を構築します。

ウ 地域、保護者、教育委員会（市長部局含）との連携

- 【取組19】 学校に、部活動支援員やスクールサポートスタッフ、副校長・教頭マネジメント支援員を配置するとともに、スクールサポートスタッフの手引きを作成し研修を実施する等、より有効的に活用できるような体制を構築します。
- 【取組20】 学校のより一層の業務適正化に向けて学校における働き方改革について地域と連携し、学校運営協議会等の場で積極的に議題に取り上げ、活用を推進します。
- 【取組21】 教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組や、保護者、地域、ボランティア等においてお願いできる業務について、保護者や地域の理解が得られるよう、市HPでの情報発信や文書等により必要な要請を行う等、外部との連携を一層強化する体制を構築します。
- 【取組22】 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、個別の対応を目的とした市会計年度任用職員を配置するとともに、専門的な知識を有する市関連部局やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携について、市教育委員会が中心となって調整する体制を構築します。
- 【取組23】 保護者等から過剰な苦情等に対しては、教育委員会を中心に、行政による支援体制を構築します。
- 【取組24】 教材費等学校徴収金に関して、市教育委員会が管理する体制を構築します。

9 学校の具体的な取組（実施する業務量管理・健康確保措置の内容）

ア 学校運営体制の充実

【取組1】 校長は、経営方針・学校の重点目標、目標申告に働き方改革に関する項目を盛り込み、その進捗状況を適切な方法で点検評価を行った上で、継続的に成果と課題を検証し、必要に応じて見直しを図ります。

【取組2】 校長は、国から示された3分類に基づく14の取組の実効性を確保するため、対応策の例を踏まえ、具体的に切り離すべき業務を検討します。

【取組3】 教職員は、校長が出した学校重点目標や経営方針を踏まえ、目標申告シートに働き方改革に関する視点を盛り込みます。

【取組4】 校長は、働き方改革の優れた取組について情報収集し、好事例を積極的に取り入れたり教職員へ周知したりします。

【取組5】 校長は、学校において新たな業務を始める際には、スクラップ&ビルドもしくはスクラップの観点から、学校における総業務量が増加しないように留意します。

イ 業務改善・意識改革

【取組6】 教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問い合わせ等については、緊急時の市教育委員会等への連絡方法を確保、周知した上で、勤務時間外音声メッセージ対応電話等による対応ができる体制を構築します。

【取組7】 校長は、教職員が正規の勤務時間内に児童生徒と向き合う時間や教材研究の時間等が確保できるよう、学校行事や会議・打ち合わせ等を思い切って見直します。また、会議資料の事前配付やペーパーレス化等、時間短縮を図る工夫を行うとともに、勤務時間外に会議や打ち合わせ等を設定しないようにします。

【取組8】 管理職は、教職員の出退勤時刻をタイムレコーダー等で客観的に把握し、恒常的に月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員について、その勤務状況を確認するとともに、必要に応じて校務分掌上の配慮や産業医面接を受けさせるなどの指導を行います。

- 【取組 9】 教職員は、月当たりの正規の勤務時間を45時間を超えて在校することがないように、1日当たりの在校等時間及び週休日に業務に従事する時間を調整します。
- 【取組 10】 校長は、課業日において、週に1日以上、定時退勤に努める日を設けるとともに、積極的に運用がなされるよう周知徹底をします。校務の都合等で一斉の設定が難しい場合は、教職員によって異なる定時退勤日を設定するなどの工夫を行います。
- 【取組 11】 教職員は、長期休業期間中は定時退勤に努めるとともに、夏季休暇を完全取得できるように努めます。
- 【取組 12】 校長は、教職員が適切な勤務間インターバル※（推奨 11時間）が取れるよう、業務量の管理を行います。
※勤務間インターバル…勤務終了から次の日の勤務開始までの時間。
- 【取組 13】 校長は、休憩時間を放課後に設定し、当該時間には会議等を実施しない等、教職員の勤務時間を適切に管理します。
- 【取組 14】 校長は、長時間勤務の傾向にある職員について、必要に応じて指導助言を行うとともに、学校組織全体で支える体制づくりを推進します。
- 【取組 15】 校長は、職員や家族の記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として年次休暇の取得を奨励したり、週休日や休日等も活用しながら、1週間程度の連続休暇取得を奨励したりします。
- 【取組 16】 学習指導に係る業務やその他の校務のDX化に向け、ICTの積極的な活用を推進します。
- 【取組 17】 校長は、事務の効率化を図るため、業務上の資料や指導案等を学校の共有フォルダ等で管理する等の工夫を行います。
- 【取組 18】 校長は、校内に設置されている委員会等について、効果的・効率的に機能しているかを検討し、必要があれば合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行います。

【取組19】 校長は、部活動ガイドラインや活動方針を定めるとともに、部活動の実態を確認し、活動時間や休養日等がガイドライン等に沿って順守されているかを点検し、必要があれば改善をします。また、大会・行事への参加日程や参加方法について、教職員の過度な負担とならないよう点検するとともに、必要に応じて見直しの指導を行います。

【取組20】 校長は、学校の実態に合わせて、地域ボランティア等との連絡調整の際の学校側の窓口として、校長、教頭、主幹教諭等を地域連携担当と校務分掌上に位置付けたり、複数の担当を置いたりするなど、業務負担が集中しないよう留意します。

ウ 地域、保護者、教育委員会（市長部局含）との連携

【取組21】 校長は、学校のより一層の業務適正化に向けて学校における働き方改革について学校運営協議会等の積極的な活用や、保護者や地域、ボランティアをお願いすることが可能な業務について、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築します。

【取組22】 校長は、教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、市教育委員会と連携しながら、保護者や地域住民等に適切に周知や説明を行います。

【取組23】 校長は、保護者等からの過剰な苦情等に対して、市教育委員会等の行政と連携し、対応にあたります。

【取組24】 校長は、教材費等学校徴収金について、市教育委員会等の行政と連携し、対応にあたります。

10 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、鎌ケ谷市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度鎌ケ谷市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとします。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- 市教育委員会は、教職員の勤務実態調査やストレスチェック等により取組の進捗状況を把握し、「鎌ケ谷市立小中学校働き方改革推進委員会」を中心に、各専門部会をはじめとする様々な会議等における協議を通して、取組の検証を行っていくこととします。なお、毎年度の検証方針、検証方法及び検証を踏まえた新たな取組の追加や見直し等については、鎌ケ谷市立小中学校働き方改革推進委員会において協議し、決定するものとします。
- 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。



「鎌ヶ谷市小中学校における
働き方改革推進プラン」

平成31年3月策定
令和7年3月改定
令和8年3月改訂